

「ボーイズラブ」他県の指定状況について

資料7-1

(H21.11.30現在)

各県の主な指定理由

- ① 「性的感情は男女の区別がない」との観点から、女性向けコミックと同様に指定。
- ② 書店等で区分陳列されておらず、青少年が手に取る可能性がある図書類を指定。

※「著しく」という言葉の意味について議論が上がった県はなかった。

都道府県名	H20年度 指定図書 述べ冊数	H21年度 指定図書 述べ冊数	指定図書名	有害図書類指定条文(個別指定)		有害図書類指定条文(包括指定)		備考
				条例施行規則等		条例施行規則等		
1 青森	【個別】 4冊	【個別】 3冊	『Boy's LOVE』 『Boy's ピアス』 『BE×BOY GOLD』	第12条 第1項 第1号	著しく青少年の性的感情を刺激し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの			H20年度、同県内で青少年(男性)が性的被害を受けた事案があったことを受け指定した。
2 宮城	【個別】 4冊	【個別】 6冊 【包括】 2冊	『Boy's LOVE』 『コミックJUNE』 『恋JUNE』 『BE×BOY GOLD』 『BE×BOY マガジン』	第18条 第1項	図書類の内容の全部又は一部が、著しく性的感情を刺激し、甚だしく残忍性を有し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害すると認めるとき	第18条 第2項 第1号	書籍又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描画した絵で、規則で定めるものを掲載するページがその総ページの5分の1以上を占めるもの	H20年度に個別指定したことにより、有害図書類としての周知ができたため、H21年度からは包括基準を満たすものについては包括指定で対応している。
						第3条 第1項 第1号	(10) 同性間の性行為	
3 秋田	【個別】 3冊	なし	『BE×BOY GOLD』 『drap(ドラ)』	第9条 第1項 第1号	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの			今年度は違うジャンルの図書を中心で指定しており、ボーイズラブジャンルの指定の予定はない。
4 山形	【個別】 2冊	【個別】 5冊	『Boy's LOVE』 『コミックJUNE』 『drap(ドラ)』 『花くずし・改』	第8条 第1項	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの			図書類の選定に当たっては、日常市場調査活動をしている者(青少年専門員)の意見も取り入れており、今後も継続の予定である。
5 福島	【個別】 2冊	【包括】 4冊	『Boy's LOVE』 『Boy's ピアス』 『コミックJUNE』 『恋JUNE』 『BE×BOY GOLD』 『ボーイズJUM』	第18条 第1項	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの	第18条 第2項 第1号	書籍又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描画した絵で、規則で定めるものを掲載するページの数がその20ページ以上のもの又はページの総数の5分の1以上を占めるもの	H20年度に個別指定したことにより、有害図書類としての周知ができたため、H21年度には包括指定で対応している。 図書類の選定に当たっては、日常市場調査活動をしている者(社会環境調査員)の意見も取り入れており、今後も継続の予定である。
						第2条 第1項 第2号	性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの ウ 同性間の行為	
6 栃木	【個別】 7冊	【個別】 1冊	『Boy's LOVE』 『Boy's ピアス』 『コミックJUNE』 『麗人』	第22条 第1項 第1号	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの			昨年度と比較して性描写の過激さが減少しているとの判断により、昨年度より指定回数が減っている。
7 神奈川	【包括】 2冊	【包括】 2冊	『Boy's LOVE』 『コミックJUNE』 『drap(ドラ)』	第7条 第1項 第1号	青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの	第7条 第2項 第1号	書籍又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描画した絵で規則で定めるものを掲載するページの数が、20ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の5分の1以上であるもの	
						第3条 第1項	(1) 男女の肉体の全部又は一部を露骨に描写し、正常な性的じゅう恥心を害し、又は卑猥な幹事を与えるものであること (2) 性交、自慰若しくは排泄の姿態又は変態性欲に基づく行為を露骨に描写しているものであること (3) 性行為を露骨に描写し、又は容易に連想させ、正常な性的じゅう恥心を害し、又は卑猥な感じを与えるものでホスース	
						第6条 第1項 第2号	性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの ウ 同性間の行為	

都道府県名	H20年度 指定図書 述べ冊数	H21年度 指定図書 述べ冊数	指定図書名	有害図書類指定条文(個別指定)		有害図書類指定条文(包括指定)		備考
				条例施行規則等		条例施行規則等		
8 富山	【個別】 1冊	【個別】 3冊	『Boy's ピアス』 『コミックJUNE』 『恋JUNE』 『BE×BOY マガジン』	第9条	図書等の内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、著しく青少年の粗暴性若しくは残酷性を誘発し、若しくは助長し、又は著しく青少年の犯罪若しくは自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがあると認めるとき			
9 福井	【個別】 6冊	【個別】 1冊	『Boy's ピアス』 『コミックJUNE』	第11条 第1項	図書等の内容の全部または一部が、著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残酷性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるとき			
10 山梨	【個別】 9冊	【個別】 3冊	『Boy's LOVE』 『コミックJUNE』 『BE×BOY GOLD』 『dрап(ドラ)』 『コミックアクア』	第5条 第3項	図書類の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性若しくは残酷性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるとき			
11 岐阜	なし	【包括】 1冊	『Boy's LOVE』	第11条 第1項	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの	第11条 第2項 第1号	書籍又は雑誌で、特に卑わいな姿態若しくは性行為を被写体とした写真又はこれらを描写した絵が、規則で定めるところにより知事が指定した内容のものと認められる刊行物のうち、当該写真又は絵を掲載する紙面が10ページ以上又は編集紙面の10分の1以上を占めるもの。	同県の図書類の選定理由のひとつとして、「コンビニに流通していること」を挙げており、同書は流通の実態がないため、今後の指定は未定である。
12 滋賀	【個別】 11冊	【個別】 4冊	『Boy's LOVE』 『Boy's ピアス』 『コミックJUNE』 『BE×BOY GOLD』	第11条 第1項 第1号	次のいずれかに該当し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの ア 著しく青少年の性的感情を刺激するもの	第3条 第1項	(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態 (2) 性交又はこれに類する性行為	青少年にとって健全に育成されるのか、という視点に立った場合、興味、思考の範囲を超えている、と判断されたため指定した。
				第2条 第1項	条例第11条第1項の規定による指定は別に定めるところによる	解説上 の目安	性交又はこれに類する性行為で、次に掲げるものを被写体とした写真又はこれらを描写した絵 (3) 同性間の性行為	
				認定基 準	性行為又はわいせつ行為の方法、過程、所作、感情を劣情的、刺激的に描写表現したもの 性に関する描写表現が露骨で、性行為又はわいせつ行為を容易にかつ刺激的に連想させるもの			
13 奈良	【個別】 11冊	【包括】 4冊	『Boy's LOVE』 『コミックJUNE』 『Boy's ピアス』 『BE×BOY GOLD』	第21条 第1項	性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの	第21条 第2項	卑わいな姿態等を描写した絵で知事が協議会の意見を聞いて規則で定める内容を有するものを掲載するページの数が10以上又はページの総数の10分の1以上であるもの	同県では、H21年度より個別指定から包括指定へ変更した。 ボーアイズラブジャンルについては包括基準に該当するものがほとんどであったが、個別指定をやめてしまうと「有害図書類に該当しない」との誤認が生じるおそれがあるため、包括指定の例示として通知することで対応している。
				第5条 第1項	性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの(陰部を明らかに連想させるように陰部を多い、ほかし、又は塗りつぶしたものを含む) ウ 同性間の性行為			
14 和歌山	【個別】 1冊	なし	『dрап(ドラ)』	第13条 第1項	図書等の内容の全部又は一部が、著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残酷性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等青少年の健全な育成を害するおそれがあると認めるとき			他府県が指定している『Boy's LOVE』、『Boy's ピアス』『コミックJUNE』等についても包括基準に該当するため、その他の個別指定でしか対応できない同書を指定している。 同県の方針として、様々なジャンルの図書を幅広く指定しており、今後の指定の予定は未定である。

都道府県名	H20年度 指定図書 述べ冊数	H21年度 指定図書 述べ冊数	指定図書名	有害図書類指定条文(個別指定)		有害図書類指定条文(包括指定) 条例施行規則等	備考
				条例施行規則等			
15 鳥取	【個別】 1冊	なし	『恋JUNE』	第13条 第1項 第1号	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、規則で定める基準に該当するもの		
				第8条 第1項	(1) 肉体の全部又はその大部分を、露出し、又は透かし、かつ、著しく卑猥に表現しているもの (2) 性行為、わいせつ行為又は性欲に基づく変態的行為を具体的かつ露骨に表現しているもの		
16 香川	【個別】 1冊	なし	『恋JUNE』	第8条 第2項	内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがあると認める図書等		
17 大分	【個別】 2冊	【個別】 3冊	『Boy's LOVE』 『コミックJUNE』 『BE×BOY GOLD』	第21条 第2項	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがあるもの		図書類の選定に当たっては、街頭での女子高生の聞き取り結果を取り入れている。
18 宮崎	【個別】 1冊	【個別】 5冊	『Boy's LOVE』 『Boy's ピアス』 『コミックJUNE』 『恋JUNE』 『DVD JUNE』	第13条 第2項 第1号	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの		
19 鹿児島	【個別】 12冊	【個別】 1冊	『Boy's LOVE』 『Boy's ピアス』 『コミックJUNE』 『BE×BOY GOLD』 『DVD JUNE』	第9条 第2項	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの		昨年度と比較して、性描写の過激さが減少しているとの判断により、昨年度より指定回数が減っている。
				第2条 第1項	条例第9条第2項の規定による指定の認定基準は、別に定めるところによる		
				認定基準	ア 男女の肉体の全部又は一部を露骨に表現して、性的感情を刺激し、又は性的にしゅう恥嫌悪の情を起こさせるもの イ 性行為若しくはわいせつ的行为を露骨に表現したもの又はこれらを容易に連想させるもの		
20 沖縄	【個別】 1冊	なし	『Boy's LOVE』	第12条 第1項	図書等の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性、残虐性、犯罪若しくは自殺を誘発助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるとき		H20年度、青少年の間で「ボーイズラブ」ジャンルのコミックが読まれている、との情報を得たため指定を行い、一定周知を行った。